

## 提出 児童手当の現況届は6月中に

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月中に「現況届」を提出しなければなりません。

現況届は、毎年6月1日における状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。期限までにこの届が提出されない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届の提出が必要な方には個別に用紙を送付しますので、ご記入のうえ期限内に提出をお願いします。

児童の年齢	児童手当の額（1人当たりの月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は、15,000円）
中学生	一律 10,000円

詳しくは、住民福祉課子育て支援係（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

## 更新 ひとり親家庭等医療費助成受給者証

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日までです。今後も助成制度の利用を希望される場合は、6月中に更新手続きが必要となります。また、前年以前に所得税が課税されているために助成が受けられなかった方も、所得の年度更新により受給できる可能性がありますので、担当までご相談ください。

※令和2年度より名称が「母子家庭等」から「ひとり親家庭等」に変更となりました。

## 支給 子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者（特例給付受給者は対象外です）の方に支給します。対象児童は、3月31日までに生まれた児童、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

対象児童1人につき、1万円です。

原則、申請は不要です。

東伊豆町では、6月末頃に支給する見込みです。対象者には、案内通知を送付します。

※子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当ではありません一時金です。

※公務員の場合は、所属庁が発行した証明が申請に必要になります。詳細については、所属庁にご確認ください。

東伊豆町の申請期限は、12月1日までです。

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の支給を受けている方です。

対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。

Q. 公務員への支給方法は？

A. 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

問合せ先 住民福祉課 子育て支援係 ☎95-6204

## 配付中 あんしん見守りステッカー

認知症等により外出する人達が行方不明になった場合の早期発見につなげるために、靴や杖などに貼り付ける黄色の「あんしん見守りステッカー」を配布します。

### 【対象となる方】

- (1) 町内に住所があり、在宅で生活している方
- (2) 概ね65歳以上で、認知症により外出する可能性のある方

### 【利用方法】

- (1) 町に「あんしん見守りネットワーク事業」の登録申請を行います。  
まずは地域包括支援センターや担当のケアマネージャーの方にご相談ください。
- (2) 登録された情報は、警察や区、民生委員、民間協力事業者等に共有されます。
- (3) 登録された方が行方不明になった場合は、稲取交番、熱川交番まで届け出てください。その際、ステッカー番号もお伝えください。ステッカーを利用していることにより早期発見につながります。
- (4) 警察や関係機関で発見、保護された場合は、ステッカーの番号により身元が判明します。



【費用の負担】 無料 ※5足分（左右合わせ10枚）を配布



蛍光式  
防水加工



### 【地域のみなさまへ】

ステッカーを貼った方を見かけたら

「こんにちは」「どちらへお出かけですか？」「何かお困りですか？」  
「見守り」と「やさしい声掛け」をお願いします。

\*特に次のような様子が見られたら、声を掛けてみてください。

- 夜間や早朝などに一人でいるとき
- 道端などに座り込んでいるとき
- 赤信号でも横断したり、車道の真ん中を歩くなどの行動が見られたとき
- 困ったような様子がみられたとき

声を掛けても明確な返答が得られない場合は、地域包括支援センターまたは下田警察署（電話：0558-27-0110）に連絡してください。

問合せ先 地域包括支援センター ☎95-1106